斜里町　令和９年度

仲よしクラブのしおり

（令和９年４月１日～令和 10 年３月 31 日入所分）

はじめにお読みください

このしおりには、仲よしクラブの入所手続き・利用方法・利用上の注意について記載しています。よく読んで、その後も保管してください。

斜里町役場民生部児童育成課

〒099-4192
斜里町本町 12 番地　斜里町役場　１階　４番窓口
（0152）23-3131（内線 146）
（0152）26-8315（直通）FAX（0152）22-2040

目　次　　ページ

・仲よしクラブ利用の保護者様へ　・・・1
・仲よしクラブについて　・・・2
・仲よしクラブ利用について　・・・3
・連絡事項・注意事項　・・・4
・母親クラブについて　・・・8
・仲よしクラブ専用「マチコミメール」登録のお願い　・・・8
・斜里町子育て支援のお知らせ　・・・9



仲よしクラブ利用の保護者様へ



1　特にお願いしたいこと（詳しくは各ページをご参照ください）

〇仲よしクラブでは遊びや様々な体験を通じて児童の自主性や社会経験を育てながら安全確保に留意し、家庭とともに子ども達の健全育成に努めています。
〇学童期は子ども達の体も心も大きく成長する時期であり、利用に関しては「自らできることを成長に合わせて行えること」が大事と考えます。
〇そのために仲よしクラブではご家庭との協力と信頼が大切と考えておりますので、この「しおり」や仲よしクラブから配布します「通信」などでお知らせする内容についてはお子さんと一緒にお話をし、また、仲よしクラブでのお子さんの様子や心配事などは都度支援員へご相談ください。

・就労等により保護者が家にいない 1～6 年生の児童を対象とします。
※家庭の中でお子さんを保育できる状態であるとき（お仕事がお休みの時など）は、仲よしクラブの利用はできません。
・入所後のご連絡先、勤務先等、諸変更がありました際は、必要書類を再度提出してください。
・仲よしクラブの出欠や帰宅方法については、必ずお子さんと保護者の方で毎日確認してください。
・仲よしクラブに入所する場合、申請書等の提出時に記載した内容の確認を支援員と保護者の間で行っていただきます。





仲よしクラブについて



1　開設目的

・就労等により放課後保護者が家にいない 1～6 年生の児童に対し、適切な遊びと生活の場を与え、その健全な育成を図ることを目的とする。

2　対象児童



次に該当する児童が対象となります。

・就労等により保護者が家にいない 1～6 年生の児童。

・その他、町が認める場合。（スクールバス待機の間、仲よしクラブの利用を希望する場合など。）

3　開設場所と開設期間

各仲よしクラブの開設場所と開設期間は次のとおりです。

クラブ名	開設場所	開設期間
斜里仲よしクラブ	斜里小学校（文光町 29 番地 2）	４月～翌年３月まで
朝日仲よしクラブ	朝日小学校（朝日町 6 番地 2）	
ウトロ仲よしクラブ	漁村センター（ウトロ香川 1 番地）	

4　開設時間

各仲よしクラブの開設時間は次のとおりです

※ただし、悪天候や感染症蔓延予防、その他利用の状況により変更となる場合があります。

クラブ名	月曜日～金曜日	土曜日・長期休業・振替休日
斜里仲よしクラブ	下校時間～18：30	7：45～18：30
朝日仲よしクラブ	下校時間～18：30	7：45～18：30
ウトロ仲よしクラブ	下校時間～18：00 【令和 8 年 7 月から当面の間は 17：00 まで】	8：00～18：00 【令和 8 年 7 月から当面の間、土曜日は休所・長期休業と振替休日は 17：00 まで】

※今後、ウトロ仲よしクラブの利用時間について変更がある場合は別途お知らせします。

5　休所日

各仲よしクラブの休所日は次のとおりです。

・日曜日、祝日、年末年始　等

・運動会当日・学芸会当日

・臨時休校、悪天候等による集団下校や一斉下校、学校閉鎖等で学校が休みの時　等

・年度始めの準備期間

・その他町長が特に認めた時

6　費　用

無料（ただし、おやつの提供のためにおやつ代を徴収する場合があります。）





仲よしクラブ利用について



1　利用申し込み

申込書類は次の通りです

様式１	仲よしクラブ入所申請書	記入漏れの無いようにお願いします。 （利用児童１人につき１枚提出してください。）
様式２	仲よしクラブ通所・帰宅確認について	記入漏れの無いようにお願いします。 （利用児童１人につき１枚提出してください。） ※徒歩で仲よしクラブから自宅以外（習い事等）に帰る必要がある場合は、ルートをお知らせください。
様式３	就労証明書	父・母それぞれ提出してください。 **※保護者記入欄以外は、お勤め先で記入いただく証明書です。**
様式４	スポーツ安全保険加入申込書	スポーツ安全保険料 800 円（児童１人につき）を添えてご提出ください。
―	母親クラブ会費	児童１人につき 200 円

※仲よしクラブは、年度途中の入退所が可能ですが、スポーツ安全保険の手続きや支援員との連絡調整のため、利用開始希望日の２週間前までに申し込みをしてください。

※申込書類一式は斜里町のホームページにも掲載していますので、そちらから印刷が可能です。

各仲よしクラブ・児童育成課窓口でも申請書を受け取ることができます。

［　斜里町ホームページＵＲＬ　］

https://www.town.shari.hokkaido.jp/index.html

2　提出先

入所を希望する仲よしクラブへ保護者の方が提出してください。電話による申し込みはできません。

※書類提出時に支援員と利用方法などについてお話をさせていただきます。

3　入所後の諸変更手続き

年度の途中で入所申請書の内容に変更があった場合は速やかに支援員に申し出て、所定の手続きを行ってください。

（1）退所手続き（提出書類「仲よしクラブ退所届」）

『保護者が就労しなくなった』等の理由により,年度の途中で仲よしクラブを退所する場合には、所定の「仲よしクラブ退所届」に必要事項を記入し、利用している仲よしクラブに提出してください。なお、退所した場合でも再度入所が必要となった際は、所定の手続きの上、利用申請することができます。

（2）勤務先が変更になった場合（提出書類「就労証明書」）

年度途中で保護者の就労先が変更になった場合は、入所時と同様に「就労証明書」を再度提出してください。

連絡事項・注意事項

子ども達の安全を確保し、安心して活動ができるよう次の事項についてご理解とご協力をお願いします。

1　出欠席の連絡について

(1) 欠席する場合は、必ず連絡をしてください。

※ただし利用日数が月３回に満たない場合は、仲よしクラブに「出席の日」を都度、事前に連絡ください。（連絡いただいた日以外は出席の確認は致しません。）

(2) 学校を欠席する場合は学校と仲よしクラブのそれぞれに欠席の連絡をしてください。

(3) 仲よしクラブ利用予定日に連絡がないまま欠席した場合やお子さんの来所が確認できない場合は、お子さんの安否確認をする必要がありますので、保護者の方の携帯電話や職場等へ連絡を取らせていただくことになります。

(4) 長期間仲よしクラブをお休みする場合は、予めご相談ください。

(5) 連絡がないままお休みが続く場合は、退所か否かの確認連絡をさせていただきます。

お休み等の連絡先　※必ず連絡をお願いします（各クラブ留守電あり）		
斜里仲よしクラブ	TEL：23-3336	FAX：23-3336
朝日仲よしクラブ	TEL：23-6696	FAX：23-6696
ウトロ仲よしクラブ	TEL：24-2433	FAX：22-5008

2　帰宅・迎えの時間変更の連絡について

(1) 仲よしクラブからの帰宅方法変更については、「児童が徒歩で何時に帰る」「保護者の方が何時に迎えに来る」などを事前に連絡してください。（急な場合を除きお子さんにも話をしておいてください）

(2) 子ども同士の約束で仲よしクラブから友達の家などに遊びに行くことはできません。

(3) 事故防止のため、保護者以外の方からの連絡では予定を変更し帰宅することはできません。

(4) お子さんを迎えに来る方が変わる場合は必ずご連絡ください。

(5) 習い事で一時的に仲よしクラブを抜ける場合、仲よしクラブに戻る予定の時間を大幅に過ぎた際、保護者の方の携帯電話や職場等へ連絡をとらせていただきます。また、緊急時につきましては、習い事先へ連絡をとらせていただきますので、ご了承ください。

(6) 集団下校や一斉下校、学級・学年・学校閉鎖のときは、学校から保護者へ連絡後、すぐ下校することとなります。※原則、仲よしクラブは休所になります。

(7) 斜里・朝日仲よしクラブのお迎えの時は、専用玄関をご利用ください。（インターホンあり）

※中まで入っていただくか、玄関でお子さんをお待ちください。

(8) お子さんの体調不良等で仲よしクラブから迎えに来てほしい旨の連絡があった際は、速やかに迎えに来てください。**（必ず連絡がとれるようにしてください）**

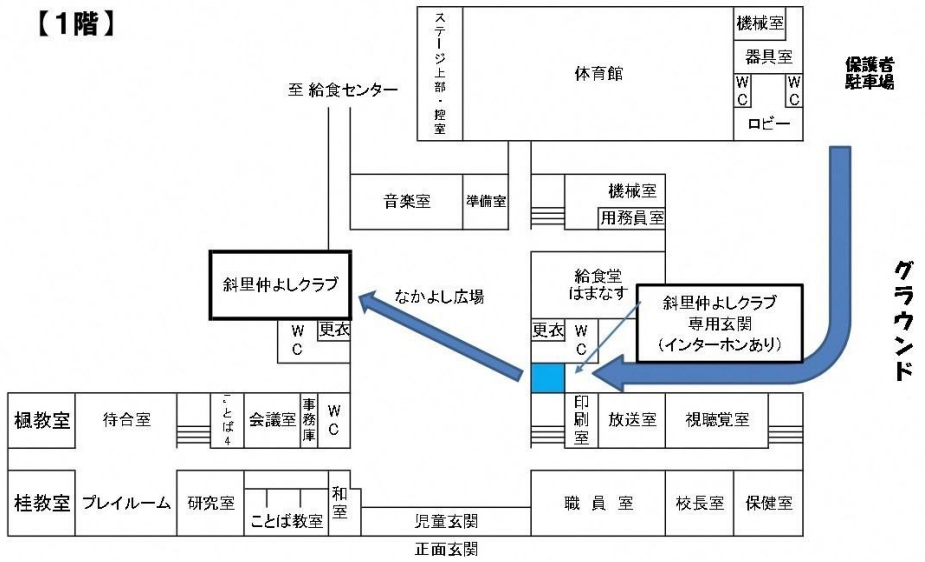
3　徒歩で利用する場合

(1) お子さんが歩いて仲よしクラブを利用（通所）する場合は、学校で決められた通学路を使用してください。

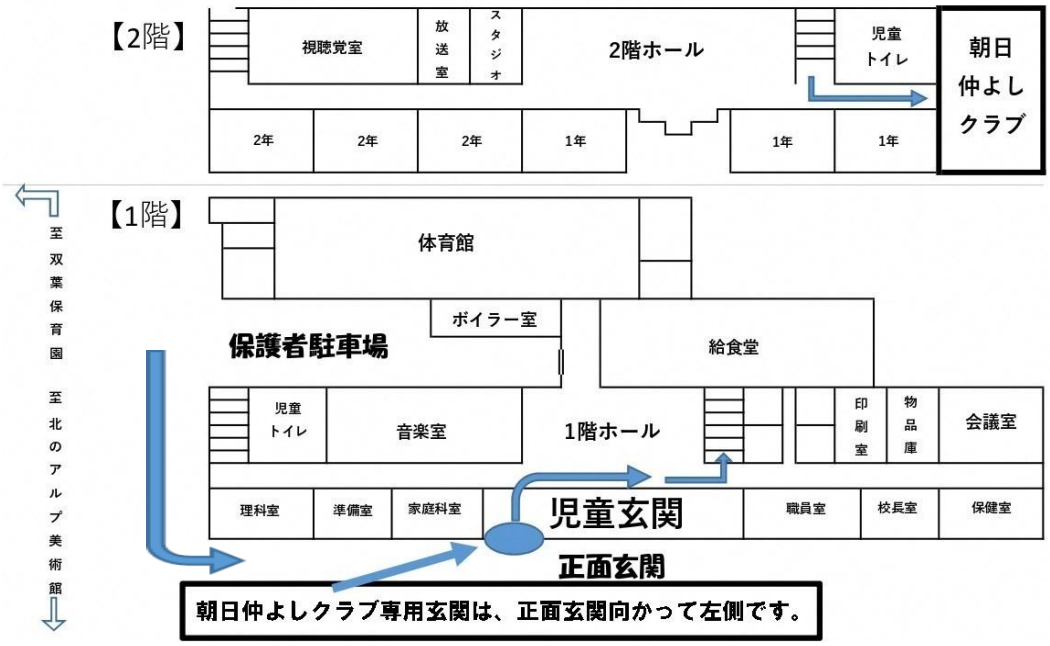
(2) 通学路以外の経路を使用し仲よしクラブを利用する場合は、事前にご家庭で経路を決めて安全を確認してください。（入所時に仲よしクラブにもルートをお知らせください。）

4　仲よしクラブの場所

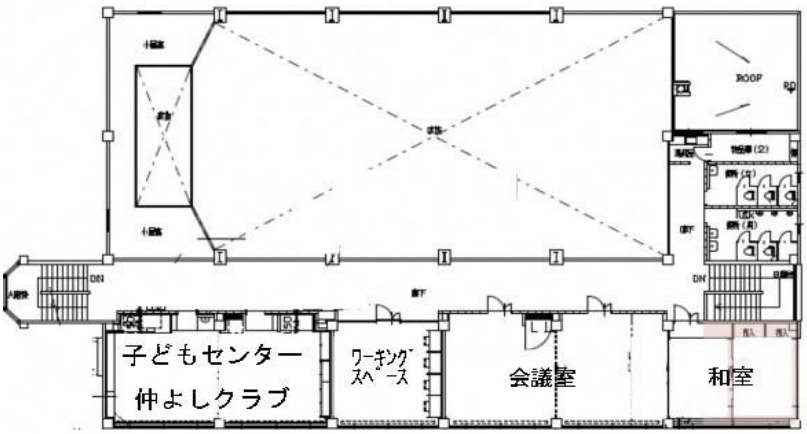
【斜里仲よしクラブ】斜里小学校１階



【朝日仲よしクラブ】朝日小学校２階



【2 階】【ウトロ仲よしクラブ】漁村センター２階



5　スクールバス利用児童について

スクールバスを利用する児童につきましては、毎日乗車するバスの時間について、ご家庭でもしっかり確認していただきますようお願いします。

6　保護者の方が家にいる場合

家庭の中でお子さんを保育できる状態である時（お仕事が休みの時など）は、仲よしクラブの利用はできません。児童が「行きたい」から通所する、児童が「休みたい」から休所するという児童の判断によるものではありませんので、ご理解のうえ、適正にご利用ください。

7　持ち物について

(1) 上靴は学校で使用しているものを使います。ウトロ仲よしクラブを利用する児童については、仲よしクラブ専用の上靴を用意してください。

(2) 持ち物、衣類には必ず記名してください。

(3) 学校に持ってきてはいけない物は仲よしクラブにも持ってくることはできません。

(4) 土曜日、長期休業日、振替休業日の午前中から利用する児童は学習時間を設ける機会がありますので、その際はお子さんにあった教科書・宿題・ドリル等を持参してください。（クロームブック可）

(5)【ウトロ】着替え一式・汗拭きタオル。（袋にまとめ、季節に応じたものを用意してください。）

8　お弁当について

学校給食がない日や土曜日・長期休業日など、仲よしクラブで昼食をとる場合はお弁当が必要になります。来所後に、お弁当やパンなどを買いに行くことはできません。カップ麺や現金は持たせないようにお願いします。（水筒の中身は水・お茶・スポーツドリンクのいずれか）

9　住所・電話番号等の変更について

「住所・電話番号・勤務先・連絡先」等に変更があった場合は、必ず支援員に伝えてください。

１０　おやつとアレルギー調査について

(1) 仲よしクラブでは、利用時間の長い夏休み・冬休みの長期休業日には、おやつを提供させていただきます。

(2) おやつ代は別途徴収させていただきます。納入時、仲よしクラブへ保護者の方が持参してください。ご理解・ご協力をお願いします。

※徴収の時期と額については、別に仲よしクラブの通信等でご連絡します。

(3) 入所申請書に「アレルギー調査」欄を設けています。アレルギーがある場合は、必ず記入してください。児童のアレルギー状態により、仲よしクラブで購入するおやつを口にすることが難しい場合については、個別に相談させていただきますのでご理解をお願いします。



１１　活動について

(1) 運営は、支援員が活動計画をたて実施します。

(2) 仲よしクラブでは、放課後の時間や長期休業日は異なる学年の子ども達とともに過ごすこととなります。支援員は、活動を通じて、基本的な生活習慣やルールを守ること、また、自主性や創造性、思いやりの心を学ぶなど、子ども達が大切な学童期を心身ともに健やかに成長できるよう保護者や学校と連携を図りながら支援します。

(3) 夏休み、冬休みの工作は仲よしクラブでは作りません。学習指導は行いませんので、確認やわからない箇所については、保護者が対応してください。

(4) 保護者が必要と認める場合のみ特例として、仲よしクラブ活動中に一度抜けて、仲よしクラブへ戻ってくること（中抜け）を、以下の内容に基づき認めます。

中抜けする際は、保護者の方からの事前連絡が必要となりますので、必ず利用している仲よしクラブへご連絡ください。

（中抜け例：習い事、社会教育施設の講座等への参加、プール、スケート・・・等）

なお、中抜け（行き帰りも含む）の間の事故等については、仲よしクラブでは責任を負いかねますので、予めご承知おきください。

【中抜け時の注意事項】

・「中抜け」を希望する場合は、保護者の方の事前連絡が必要となりますので、必ず利用している仲よしクラブへ電話かFAXにてご連絡ください。

・中抜け先へ支援員は付き添いません。

・中抜け先からまっすぐ仲よしクラブに帰ってくることとします。

・仲よしクラブ中抜け中（行き帰り含む）での事故等の責任は負いかねますので、ご了承ください。

※上記が守れなかった場合は、その後許可ができなくなる場合がありますので、お子さんにしっかりお伝えください。





１２　事故対策について

(1) 入所児童の過失による事故や、施設の不備、欠陥及び支援員の管理責任下の元で事故が発生した場合は、「スポーツ安全保険」の傷害保険・賠償責任保険で対応するため全員加入とします。

(2) スポーツ安全保険は仲よしクラブ活動中に起きた事故及び自宅との通常の経路往復中の事故が対象となります。仲よしクラブ中抜け中や習い事へ行くまでの事故等は保険対象外となります。

※保険の補填を受けるには、申請が必要です。お手続きについては支援員へご相談ください。

１３　その他

(1) 毎月仲よしクラブでは通信を発行しています。行事についてや大切なお知らせが書いてありますので、必ずお子さんと一緒に目を通してください。通信はマチコミメールにより配信します。

(2) 提出物の締め切りは、準備の都合がありますので必ず締め切り日を守ってください。

(3) 仲よしクラブへの自転車での登所は禁止しています。

(4) 【ウトロ】利用日の確認として、連絡帳により確認をしています。毎月支援員から各ご家庭へお渡ししていますので、ご活用ください。

母親クラブについて

(1) 「母親クラブ」とは、子どもの健全育成のため、各行事運営や子どもの安心・安全の取り組みなどの活動をする組織です。在籍児童の保護者全員に母親クラブの会員になっていただき、町からの助成をを受けており、この助成金で仲よしクラブの行事を実施しています。

(2) 母親クラブの事業を実施する際には、お手伝いをお願いする場合があります。お仕事等でお忙しいこととは存じますが、ご都合のつく限りご協力お願いします。

(3) 母親クラブ行事の充実を図るため、入所時に会費を徴収します。（児童一人につき年間 200 円）

仲よしクラブ専用「マチコミ」登録のお願い

悪天候によるお迎えの要請や仲よしクラブ休所のお知らせ等、有事の際に保護者の皆様に迅速で確実に情報提供する為、仲よしクラブ専用の一斉配信システムを導入しています。仲よしクラブ入所の際にあわせてご登録をお願いします。

※一度登録がお済みの方は、学年が上がった場合に再度の登録は必要ありません。

確認及び注意事項

1. 悪天候により急遽仲よしクラブを休所する場合等をお知らせします。（学校が集団下校や一斉下校・臨時休校の時等は、連動して仲よしクラブの休所となります。）
2. 登録する方は原則保護者（父・母）とします。父母以外の方が登録する場合は、必ず役場民生部児童育成課までご連絡ください。
3. お子さんの携帯電話からの登録はご遠慮ください。
4. 退所の際は自動的にユーザー情報を消去いたします。再入所される際は、再度登録してください。
5. 通信料金は、通常のメールアプリと同じ程度です。その他の料金は発生しません。
6. 登録ができない等、不明な点がありましたら役場民生部児童育成課までお問い合わせください。

《斜里町子育て支援のお知らせ》

児童館・ウトロ子どもセンターについて

斜里町には、市街地に斜里町児童館「あそぼっくる」と、ウトロに「ウトロ子どもセンター」があります。０歳から１８歳までの児童及びその保護者が利用できる施設です。登録や利用料は必要ありません。送迎の制限もありませんので、お子さんやお仕事の状況に合わせて児童館・ウトロ子どもセンターのご利用もご検討ください。（来館・来所の際は、事前にご家庭で帰り方や時間を話し合いご利用ください。）

※学校から直接来館・来所はできませんので、一度帰宅してからご利用ください。

●斜里町児童館「あそぼっくる」

《住所》〒０９９－４１１７　斜里町青葉町２９番地６

《電話》０１５２－２３－５２４５

《開館時間》：１０時～１７時４５分　（日曜・祝日休館日）



●ウトロ子どもセンター

《住所》〒０９９－４３５１　ウトロ香川１番地（漁村センター内）

《電話》０１５２－２４－２４３３

《開館時間》：１３時～１７時００分　（土・日曜・祝日・学校休業日休館）

※ウトロ子どもセンターの利用時間は当分の間上記としています。
今後、変更がある場合は別途お知らせします。

斜里町ファミリー・サポート・センターについて

子育ての援助を受けたい方（おねがい会員）と子育ての援助がしたい方（あずかり会員（所定の研修を受講した有償ボランティア））が相互援助活動を行う組織です。

閉所時間の１８時３０分（ウトロは１８時）までにお迎えに行けない時、開所時間の７時４５分（ウトロは８時）だと就労始業時間に間に合わない時などに送迎や一時的な子どもの預かりなどをお願いすることができます。（有料です。詳しくは下記担当までお問い合わせください。）

〈参考〉

●基本料金

平日（月～金）の７：００～１９：００

…３０分あたり４００円（利用者（おねがい会員）の実質負担金２００円）※200円は町が助成

土曜日・日曜日・祝日・年末年始・他上記時間外

…３０分あたり４５０円（利用者（おねがい会員）の実質負担金 250 円）※200 円は町が助成

※注意：サービスを利用する場合は、事前におねがい会員として登録をし、ファミリー・サポート・センターを通じてあずかり会員の方と面談をすることが必要です。

《担当》　斜里町役場民生部子育て支援センター（ぽると 21 内）

《住所》　〒099-4117　北海道斜里郡斜里町青葉町 40 番地 2

《電話》　0152-23-5355（直通）

